万葉集の「ますらを」

二戸麻砂彦

キーワード…ますらを　ますらお　大夫

一　万葉集中の「ますらを」表記
二　万葉仮名表記の諸例
三　疑似表記の諸例
四　正字表記の諸例
五　職制「大夫」と「ますらを」
六　まとめ

一　万葉集中の「ますらを」表記

万葉集において、「ますらを」と訓みを付すことのできる例は、全部で五七例を数える。[1] これには、いわゆる「一云」も含まれている。まず、その表記の状況から概観してみると、次のようになる。この他に関連する語として、「ますらたけを」と訓んでいる「麻須良多祁乎／20・4465」「麻須良多家乎／19・4262」が二例、「ますらをのこ」と訓んでいる「益荒丁子／09・1801」「大夫／02・1181／19・4187」が三例、「ますらをごころ」と訓んでいる「益卜思而心／11・2758」が一例、「ますらわれ」と訓んでいる「麻須良和例／17・三九六九」が一例、それぞれ存在する。考察の参考とはするが、数には加えていない。

■仮名書き表記　九例

麻周羅雄　01・0804
麻須良乎　17・4011　19・4189　20・4465
麻須良男　20・4320　20・4331　20・4332
麻須良袁　17・3973
麻須良雄　17・3921

■擬似表記　二例

益卜雄　02・0117
益荒夫　09・1800

■正字表記　四六例

大夫　01・0005　01・0076　02・0117　02・0135　02・0230　03・0364　03・0406　03・0478　03・0627　04・0627　06・0935　06・0968　06・0974　06・0974　06・0989　06・1001　06・1028　07・1070　07・1183　09・1809　10・1924　10・1937　10・2122　11・2354　11・2571　11・2584　11・2635　12・2875　12・2907　12・2987　12・3962　17・3962　18・4094　18・4095　19・4152　19・4164　19・4165　19・4211　19・4216　20・4398

大夫乃　03・0366（枕詞）
丈　夫　04・0582　04・0646　04・0719
建　男　11・2386
武　士　03・0443
健　男　11・2354　11・2376

右の状況からわかることは、正字表記「大夫」が大勢を占めているという点である。漢語に由来することは明白であるが、日本語においては、どのような意味を持たせたのであろうか。個々の分析は後述することにして、まず現在の解釈の一端を見ておきたい。万葉集に見える「ますらを」という語は、おおよそ二つの意味で解釈されてきた経緯がある。ごく簡単に割り切って示せば、次のようなA・Bとしてとらえられる。しかし、両者が実際の用法上から、どのように分別されていたかは判然としていない。特に、万葉集のような歌の世界においては、現実の言語表現とは離れた部分を含むことがある。また、定型句としての用法も考慮せねばならない。

A「勇ましい男子・りっぱな人」
B「武人・兵士」

現代の代表的な古語辞典においても、ほぼ二種類の意味を認めてはいるものの、その意味見出しとしての立て方には揺れがある。そもそも、Aのような意味見出しを立項した時には、具体的な「勇ましい」という価値判断を示す意味は理解できるが、一般論のように「りっぱな」という内容では、基準となる指標が明らかとはいえない。現状として、いくつかの古語辞典の様子を掲げてみよう。まずは、A・Bを別の意味見出しとする古語辞典の一つを掲げる。

① 古語大辞典（小学館・昭和五八年一二月一〇日・一五二〇頁）
ますらを［益荒男・大夫・丈夫］（名）①雄々しい男子。りっぱな男子。「手弱女（たわやめ）」の対。「ますらをのこ」とも。「――［麻須良乎］の踏み置ける足跡は石の上に今も残れり見つつ偲へと長く偲へと」〈仏足石歌〉。「――［大夫］と思へる我も草枕旅にしあれば思ひ遣るたづきを知らに」〈万・一・五〉。「丈夫　麻須良乎大人之称也」〈和名抄〉。②武人・兵士。「大君の命畏みあしひきの山野障らず天離る鄙も治むる――［麻須良袁］や何かもの思ふ」〈万・一七・三九七三〉。「虚言も祖の名断つな大伴の氏と名に負へる――［麻須良乎］の伴」〈万・二〇・四四六五〉…

この場合、人間の品格属性に関わる観点と客観的な職業区分に類する観点という異なる尺度によった分別であり、両者が重複・錯綜したような意味で使用されることは、十分に予想される。次に、A・Bを分別せずに解釈するものの一つとして、『時代別国語辞典上代編』を参看してみよう。長い引用とはなるが、以下に掲げる。

② 時代別国語辞典上代編（三省堂・昭和四七年一二月一〇日・六六七頁）
ますらを［大夫・武士］（名）尊敬に値する立派な男子。勇敢で堂々たる男子。第一、三、五例ように時に武人をいうこともある。「大伴の氏と名に負へる麻須良雄の伴」（万四四六五）「麻須良乎の進み先立ち踏める足跡を見つつ偲はむ」（仏足石歌）「麻須良遠のさつ矢手ばさみ向かひ立ち射るや的形」（逸文風土記）「大夫と思へる我も草枕旅にしあれば思ひやるたづきを知らに」（万五）「天雲の向伏す国の武士と言はるる人はすめろきの神の御門に外の重に仕へ奉り」（万四四三）「大夫もかく恋ひけるをたわやめの恋ふる心にたぐひあらめやも」（万五八二）「吾是男子」（神代紀上）「大夫巡二麦隴一」（遊仙窟真福寺本）「丈夫　万葉云麻須良乎、大人之称也」（和名抄）「夫・丈夫　マスラヲ」（名義抄）【考】「大夫」をマスラヲと訓む例は万葉に多く、また日本書紀の古訓にも、右に引いた遊仙窟にも例がある。「丈夫」の誤りとするにはあまりに例が多く、官名の大夫などとは関係なく、「建男」（万二三五四）ともあるのと同様、大丈夫の意で用いられた表記であろう。

A・Bを分別していないというのは、立項上の形式的な扱いに過ぎない。実際には意味の分別をした解釈をしている。「第一、三、五例ように時に武人をいうこともある」という説明を見れば明らかである。さらに、その【考】においては、「大夫」の表記を「丈夫」の誤記とは認めないながらも、「大丈夫」の意であるという解釈をしている。しかし、そう分析する根拠は明示されていない。実状としてはむしろ、万葉集中の「丈夫」という表記の方が数は少ない。さらに、もう一つのケースを示しておく。

③ 岩波古語辞典（岩波書店・昭和四九年一二月二五日）

ますらを【ますら男・大夫】①《「たわやめ」》の対。勇ましい男子。りっぱな男子。上代では「大夫」と書き、朝廷に使える官僚をいう。「――と思へる我れも敷栲の衣の袖はとほりてぬれぬ」〈万一三五〉。「大夫、万須良乎、大人之称也」〈和名抄〉②仏陀をいう。「――のふみ置ける足跡は石の上に今も残れり見つつしのへと長くしのへと」〈仏足石歌〉

前出の辞典①②は、立項形式での違いはあっても、実質上A・Bの意味区分を保っていた。この③の場合ではBを立項せず、「武士・兵士」の意味を認めてはいない。しかも、漢語「大夫」と結びついた官僚として、「ますらを」をとらえている。その他の代表的な古語辞典についても、これらのいずれかに該当する解釈を展開しており、見解がわかれている。また、日本語の観点からの分析ということであれば当然なのかもしれないが、漢語「大夫」そのものについては記述がない。しかし、外国語である当時の中国語の文字言語を使って、日本語の表記に援用している限り、漢語としての「大夫」の意味と、本来の日本語としての「ますらを」の意味とが、どのように比較され、摺りあわされていったのかという点も考えてみなければならないだろう。日本語史における「ますらを」の意味を対蹠的に浮かび上がらせるには必要な分析である。

二　万葉仮名表記の諸例

万葉仮名表記による「ますらを」は八例を数える。表記の形式上からは漢語の影響下にないと判断するが、すでに漢語「大夫」が確立した表記として併用されていれば、単純にはいえない部分を含む。以下に、八例個々の分析をしてみる。なお、万葉集の本文はコンピュータ用に作成された『万葉集テキスト改訂版(2)（Ver2.01）』を用いたが、同書の各行に表示される巻名・国歌大観番号・行数は省いた。紙幅の都合から、該当本文のすべてを掲出しないこともある。

◆用例1《麻周羅雄》（05・0804）

哀世間難住歌一首［并序］
易集難排八大辛苦　難遂易盡百年賞樂　古人所歎今亦及之
所以因作一章之歌　以撥二毛之歎　其歌曰
世間能　周弊奈伎物能波　年月波　奈何流々其等斯　等利都々伎
意比久留〈母〉能波　毛々久佐尓　勢米余利伎多流　遠等咩良何
遠等咩佐備周等　可羅多麻乎　多母等尓麻可志
［或有此句云］
［之路多倍乃　袖布利可伴之　久礼奈為乃　阿可毛須蘇毗伎］
余知古良等　手多豆佐波利提　阿蘇比家武　等伎能佐迦利乎
等々尾迦祢　周具斯野利都礼　美奈乃和多　迦具漏伎可美尓
伊都乃麻可　斯毛乃布利家武　久礼奈為能
［一云］
［尓能保奈須］
意母提乃宇倍尓　伊豆久由可　斯和何伎多利斯
［一云］
［都祢奈利之　恵麻比麻欲毗伎　散久伴奈能　宇都呂比〈尓〉家利］
［余乃奈可伴　可久乃未奈良之］
麻周羅遠乃　遠刀古佐備周等　都流伎多智　許志尓刀利波枳

佐都由美乎　多尓伎利物知提　阿迦胡麻尓　志都久良宇知意伎
波比能利提　阿蘇比阿留伎斯　余乃奈迦野　都祢尓阿利家留
遠等咩良何　佐那周伊多斗乎　意斯比良伎　伊多度利与利提
麻〈多麻〉提乃　多麻提佐斯迦閇　佐祢斯欲能　伊久陀母阿羅祢婆
多都可豆〈恵〉　許志尓多何祢提　可由既婆・比等尓伊等波延
可久由既婆　比等尓邇久〈麻〉延　意余斯遠波　迦久能尾奈良志
多麻枳〈波〉流　伊能知遠志家騰　世武周弊母奈新

あえて長い引用となったが、「麻周羅雄」が使われている状況を正確に把握するためである。盛りと思っていた人生の至福の時も瞬時に過ぎ去るものだという内容を歌っている。次の反歌八〇五番には左注があり、山上憶良が筑紫にて選定したという。「麻周羅雄」該当部分の後には、「遠刀古佐備周等　都流伎多智　許志尓刀利波枳　佐都由美乎　多尓伎利物知提(男さびすと　剣太刀　腰に取り佩き　猟弓を　手握り持ちて)」と続き、男らしく武装した出で立ちをしているような表現である。しかし、これをもって武人と断じるのは早計といえる。なぜなら、さらに「阿迦胡麻尓志都久良宇知意伎　波比能利提　阿蘇比阿留伎斯　余乃奈迦野　都祢尓阿利家留(赤駒に倭文鞍うち置き　はひ乗りて　遊びあるきし　世間や　つねにありける)」とあり、戦場での武装とは異質であることが知られよう。むしろ、平時において少女らと情を交わした人生の盛りを偲び懐かしむ憶良の感慨が示されている。つまり、ここの「ますらを」とは、武人としてではなく、りっぱに品性のそなわった盛りの人間像を指している。もちろん、長歌の場合は定型句を用いた表現を多用する傾向にあるから、それが虚構の世界であっても問題はない。それよりも、当時の一般として、「品格にすぐれたりっぱな人間」を「ますらを」と表現していた可能性があることを確認したい。

◆用例2《麻須良乎》(17・4011)
思放逸鷹夢見感悦作歌一首[并短歌]
大王乃　等保能美可度曽　美雪落　越登名尓於敝流　安麻射可流
比奈尓之安礼婆　山高美　河登保之呂思　野乎比呂美
久佐許曽之既吉　安由波之流　奈都能左〈加〉利等　之麻都等里
鵜養我登母波　由久加波乃　伎欲吉瀬其〈等〉尓　可賀里左之
奈豆左比能保流　露霜乃　安伎尓伊多礼〈婆〉　野毛佐波尓
等里須太家里等　麻須良乎能　登母伊射奈比弖　多加波之母
安麻多安礼等母　矢形尾乃　安我大黒尓
[大黒者蒼鷹之名也]
之良奴里〈能〉　鈴登里都氣弖　朝猟尓　伊保都登里多氐　暮猟尓
知登理布美多氐　於敷其等邇　由流須許等奈久　手放毛
乎知母可夜須伎(以下省略)

同じく、平時の狩猟用の装束をした「麻須良乎」を表現している。この歌では鷹狩りの場合を指している。続く短歌四首の後には左注があり、調教していた矢形の尾を持つ大鷹が逃げ去り、帰りを祈り続けていたときに、帰還は間もないという少女の告げる夢を見た旨の事情が付記されている。大伴家持が九月二十六日(天平二十年)に作ったとも書いてある。家持自身の夢であろうと推測されようから、そこにいう「ますらを」という語の使用は、宮廷人としての家持を指すと見て取れる。「麻須良乎能　登母伊射奈比弖(ますらをの　伴誘ひて)」というのは、やはり「品格に秀でたりっぱな貴族が仲間を誘って」と解釈する必要がある。

◆用例3《麻須良乎》(19・4189)
贈水烏越前判官大伴宿祢池主歌一首[并短歌]
天離　夷等之在者　彼所此間毛　同許己呂曽　離家　等之乃經去者
宇都勢美波　物念之氣思　曽許由恵尓　情奈具左尓　霍公鳥
喧始音乎　橘　珠尓安倍貫　可頭良伎氐　遊波之母　麻須良乎々
等毛奈倍立而　叔羅河　奈頭左比泝　平瀬尓波　左泥刺渡　早湍尓
水烏乎潜都追　月尓日尓　之可志安蘇婆祢　波之伎和我勢故

用例3の該当歌は、家持が鵜を指す水烏を大伴池主に贈った時のものと

いう。先の用例1・2の狩猟とは違うが、川に小網をさしわたしたり、鵜飼いををしたりする仲間という点での「ますらを」を意味している。この例を含めて考えると、宮廷人の遊びの範疇として、「ますらを」の表現がなされていると理解できよう。戦意に満ちた武人としての姿は見えてこない。「遊波之母　麻須良乎々　等毛奈倍立而（遊ばう間も　ますらをを伴なへ立てて）」とあるのは、まさに「品格に秀でたりっぱな貴族が仲間を誘って」の意味に該当する。

◆用例4《麻須良乎》（20・4465）

喩族歌一首［并短歌］

比左加多能　安麻能刀比良伎　多可知保乃　多氣尓阿毛理之
須賣呂伎能　可未能御代欲利　波自由美乎　多尓藝利母多之
麻可胡也乎　多婆左美蘇倍弖　於保久米能　麻須良多祁乎々
佐吉尓多弖　由伎登利於保世　山河乎　伊波祢左久美弖
布美等保利　久尓麻藝之都々　知波夜夫流　神乎許等牟氣
麻都呂倍奴　比等乎母夜波之　波吉伎欲米
都可倍麻都里弖　安吉豆之萬　夜萬登能久尓乃　可之〈波〉良能
宇祢備乃宮尓　美也〈婆〉之良　布刀之利多弖氐　安米能之多
之良志賣之祁流　須賣呂伎能　安麻能日継等　都藝弖久流
伎美能御代々々　加久左波奴　安加吉許己呂乎　須賣良弊尓
伎波米都久之弖　都加倍久流　於夜能都可佐等　許等太弖氐
佐豆氣多麻敞流　宇美乃古能　伊也都藝都岐尓　美流比等乃
可多里都藝弖氐　伎久比等能　可我見尓世武乎　安多良之伎
吉用伎曽乃名曽　於煩呂加尓　己許呂於母比弖　牟奈許等母
於夜乃名多都奈　大伴乃　宇治等名尓於敞流　麻須良乎能等母

これも長い引用となったが、大伴古慈斐が淡海真人三船の讒言により出雲守の任を解かれたことに対して、家持が歌ったという左注を有する。天皇の皇祖神の昔から、大伴の一族は勇敢に仕えていたことを語る。「波自由美乎　多尓藝利母多之　麻可胡也乎　多婆左美蘇倍弖　於保久米能　麻須良多祁乎々　佐吉尓多弖（櫨弓を　手握り持たし　真鹿児矢を　手挟み添へて　大久米の　ますらたけをを　先に立て）」に見える関連語「ますらたけを」がそれである。その上で、大伴の氏の名を断ってはならないと、今の古慈斐ら一族である「麻須良乎能等母（ますらをの伴）」に呼びかけている。すなわち、勇敢な「ますらを」の意味を表現するには「ますらたけを」であり、その血を受け継ぐ「ますらを」は、今や宮廷人としての貴族である。官僚組織に組み込まれた一族であればこそ、讒言による失脚という事態も生じた。戦いに敗れての責めを追ったわけではない。この例も「品格に秀でたりっぱな貴族」の意味で使われている。

◆用例5《麻須良男》（20・4320）

麻須良男乃　欲妣多天思加婆　左乎之加能　牟奈和氣由加牟
安伎野波疑波良
右歌六首兵部少輔大伴宿祢家持獨憶秋野聊述拙懐作之

家持が秋の野を私懐して作った六首の最後に位置する。連作の内容をも加えて分析すれば、ここも軍事に関わる武人の意味ではなく、宮廷人として品格に秀でた貴族「ますらを」と考えられる。

◆用例6《麻須良男》（20・4331）

追痛防人悲別之心作歌一首［并短歌］

天皇乃　等保能朝〈廷〉等　之良奴日　筑紫國波　安多麻毛流
於佐倍乃城曽等　聞食　四方國尓波　比等佐波尓　美知弖波安礼杼
登利我奈久　安豆麻乎能故波　伊田牟可比　加敞里見世受弖
伊佐美多流　多家吉軍卒等　祢疑多麻比　麻氣乃麻尓々々
多良知祢乃　波々我目可礼弖　若草能　都麻乎母麻可受　安良多麻能
月日餘美都々　安之我知流　難波能美津尓　大船尓　末加伊之自奴伎
安佐奈藝尓　可故等登能倍　由布思保尓　可知比伎乎里　安騰母比弖
許藝由久伎美波　奈美乃間乎　伊由伎佐具久美　麻佐吉久母
波夜久伊多里弖　大王乃　美許等能麻尓末　麻須良男乃

許己呂乎母知弖　安里米具〈理〉　事之乎波良〈婆〉　都々麻波受
可敝理伎麻勢登　伊波比倍乎　等許敝尓須恵弖　之路多倍能
蘇田遠利加敝之　奴婆多麻乃　久路加美之伎弖　奈我伎氣遠
麻知可母戀牟　波之伎都麻良波

◆用例7《麻須良男》(20・4332)

麻須良男能　由伎等里於比弖　伊田弖伊氣〈婆〉　和可礼乎乎之美
奈氣伎家牟都麻

用例6・7は連続する長歌および短歌である。家族と別れる防人の心痛を、家持が追和して歌ったものという。多くの民の中でも、勇敢な兵士である東男を題材とする。この二首に見える「ますらを」は、戦時に活躍する勇猛果敢な男子の意味を内包している。ただし、家持が具体的に防人を取材して歌ったとは認めにくく、東国出身者の多い防人の実状を想定しながらではないかと思われる。秋の野を私懐した用例5に続いて、防人に関する諸歌が配置される。その先頭の4321番歌は、「天平勝宝七歳乙未二月相替遣筑紫諸国防人等歌」と題し、その一群の中ほどに用例6・7が存在する。さらに、家持は「為防人情陳思作歌一首」という4398番歌において、「大王乃　美己等可之古美　都麻和可礼　可奈之久波安礼特大夫　情布里於許之(大王の　命畏み　妻別れ　悲しくはあれど　大夫の情振り起こし)」と歌っている。正字表記の「大夫」による「ますらを」であるが、用例6「麻須良男乃　許己呂乎母知弖(ますらをの　心をもちて)」という表現などと比べれば、ほぼ同じ意味を有していることがわかろう。つまり、表面上は勇猛果敢な男子の意味であろう。しかし、いずれも大王の任命を承けてという表現が先んじているのは、作者家持自身の「ますらを」観が意識の根底にあるとは見られないだろうか。防人ではあっても、大王の任を背負うた「りっぱな人」であるという潜在的意味を持っていると分析してもよいだろう。

◆用例8《麻須良袁》(17・3973)

憶保枳美能　弥許等可之古美　安之比奇能　夜麻野佐〈波〉良受
安麻射可流　比奈毛乎佐牟流　麻須良袁夜　奈邇可母能毛布
安乎尓余之　奈良治伎可欲布　多麻豆佐能　都可比多要米也
己母理古非　伊枳豆伎和多利　之多毛比〈尓〉　奈氣可布和賀勢
伊尓之敝由　伊比都藝久良之　餘乃奈加波　可受奈枳毛能曽
奈具佐牟流　己等母安良牟等　佐刀毗等能　安礼邇都具良久
夜麻備尓波　佐久良婆奈知利　可保等利能　麻奈久之婆奈久　春野尓
須美礼乎都牟〈等〉　之路多倍乃　蘇泥乎利可敝之　久礼奈為能
安可毛須蘇妣伎　乎登賣良〈波〉　於毛比美太礼弖　伎美麻都等
宇良呉悲須奈理　己許呂具志　伊謝美尓由加奈　許等波多奈由比

用例8の該当歌は、「七言晩春三日遊覧一首并序」を有するが、これを省いた。大伴家持とのやりとりから生まれた池主の歌で、宮廷人としての自負に溢れた意識を反映している。よって、品格に秀でた貴族「ますらを」の意味で使用されている。

◆用例9《麻須良雄》(17・3921)

加吉都播多　衣尓須里都氣　麻須良雄乃　服曽比猟須流
月者伎尓家里
右六首歌者天平十六年四月五日獨居於平城故郷舊宅大伴宿祢家持作

左注にいうごとく、用例9は六首ある連作の最後にあたる。平時に着飾って狩りをする「ますらを」の意味である。よって、宮廷人としてりっぱな貴族という意識であることは明らかと認められる。

仮名書き表記を通覧してみると、八世紀頃には宮廷人として品格の備わったりっぱな貴族という自負を代表する意味で、多くは「ますらを」が使われているといえる。ただし、このような貴族階層の形成過程には、本来は軍事に貢献する集団としての歴史があり、それを背後に意識しながら、平時における狩猟の姿をいう場合などにも転用されていったと考えられる。また、現存する仮名書き表記は大伴家持・池主に限定されており、その範

囲を逸脱しては分析できないという脆弱さも孕んではいる。長歌と対応する短歌に多いというのも、この点に関わる。定型句を多用すること自体に、長歌の表現上の本質があるとすれば、仮名書き表記「ますらを」も、その適用から逃れることはできないであろう。

三　擬似表記の諸例

仮名書き表記とは判断しにくく、正字表記でもない、語源意識を反映させようとした二例が存する。擬似という分類名の妥当性には疑問もあろうが、今は適当な分類名を待つことにする。さて、この語源が正しいのかどうかは不明であるが、表記者の意識の中に潜在していると見てよい。例10は同じ歌の中に正字表記をも併せ持っている。りっぱな「大夫」が片恋などしようかと思いながらも、ふがいない「益卜雄」はやはり恋に落ちてしまうことだという歌である。宮廷人としてりっぱな貴族であるという自負を背景にしている。挽歌に属する例11も同様の意味で使われている。行路の途中で死者に出会った場合、関わった者は死者の鎮魂をする必要があったとされる。東国の地で苦しくも大王の命に仕えて、「大夫」の心の勢いのまま、この地で亡くなったことを傷む歌である。やはり宮廷人としてりっぱな貴族の意味を想定していると考えられよう。ただし、表記上から、そこに過度の語源意識を見ようとすると、歌の内容とかけ離れた意味を考えてしまう恐れがある。例の少なさも忘れてはならない。

◆例10《益卜雄》（02・0117）

舎人皇子御歌一首

大夫哉　片戀将為跡　嘆友　鬼乃益卜雄　尚戀二家里

◆例11《益荒夫》（09・1800）

過足柄坂見死人作歌一首

小垣内之　麻矣引干　妹名根之　作服異六　白細乃　紐緒毛不解

一重結　帶矣三重結　〈苦〉伎尓　仕奉而　今谷裳　國尓退而

父妣毛　妻矣毛将見跡　思乍　徃祁牟君者　鳥鳴　東國能

恐耶　神之三坂尓　和霊乃　服寒等丹　烏玉乃　髪者乱而

邦問跡　國矣毛不告　家問跡　家矣毛不云　益荒夫乃

去能進尓　此間偃有

四　正字表記の諸例

正字に該当するのは、「大夫」「丈夫（大夫の誤記か）」「建男」「武士」「健男」の各表記である。中でも三七例の「大夫」が圧倒的に多い。これを分析する前に、その他の諸例を概観しておきたい。

◆例12《建男》（11・2386）

石尚　行應通　建男　戀云事　後悔在

京大本には「健男」という赭での訂正を見るが、他本に異同はない。[3]「石尚　行應通（巖すら　行き通るべき）」勇ましい男の意味と解釈される。正述心緒（正に心緒を述べたる）の歌の一群に属している。勇敢とはいっても、軍事に携わる武人の意味はない。

◆例13《武士》（03・0443）

天平元年己巳攝津國班田史生丈部龍麻呂自經死之時判官大伴宿祢三中作歌

一首［并短歌］

天雲之　向伏國　武士登　所云人者　皇祖　神之御門尓

外重尓　立候　内重尓　仕奉　玉葛　弥遠長　祖名文

継徃物与　母父尓　妻尓子等尓　語而　立西日従

帶乳根乃　母命者　齊忌戸乎　前坐置而　一手者　木綿取持

一手者　和細布奉　〈平〉　間幸座与　天地乃　神祇乞祷

何在　歳月日香　茵花　香君之　牛留鳥

名津匝来与　立居而　待監人者　王之　命恐　押光

難波國尓　荒玉之　年經左右二　白栲　衣不干　朝夕
在鶴公者　何方尓　念座可　欝蝉乃　惜此世乎
露霜　置而徃監　時尓不在之天

丈部龍麻呂の自害に対して、大伴三中が作った歌という題がある。ここに見える「武士」とは、大王の御門を守り、側近くに仕える者を指している。勇敢な武人の意味と見るのが妥当である。丈部龍麻呂は攝津國班田史生の地位にあったらしいが、本来は東国出身の衛士と推測される。宮廷人の出自ではなく、武人として身を立ててきた経緯を物語っている。

◆例14《健男》（11・2354）
健男之　念乱而　隠在其妻　天地　通雖〈光〉　所顕目八方
〔一云〕
〔大夫乃　思多鶏備弖〕

旋頭歌に類別されている。品格高くりっぱな男でも、恋に関しては心乱れるという内容である。一云では、「思多鶏備弖（思ひたけびて）」感情の起伏がさらに激しい。武人の意味はない。

◆例15《健男》（11・2376）
健男　現心　吾無　夜晝不云　戀度

例12に同じく、正述心緒の歌の一群に属している。勇ましい、あるいは雄々しい男の意味で使われる。前期万葉集に置ける理想的な男性像を歌ったものという説もある。もちろん、勇敢とはいっても、軍事に携わる武人の意味は特定できない。

ここまでに見た正字表記の例12～15は、本来の漢字の意味を前面に出して使われいる。正字表記である以上は当然のことといえる。このような表記が可能であったにも関わらず、実際には四例しか見いだせない。しかも、武人としての意味を特定できるのは、例13に限られている。品格の備わったりっぱな男という意味が原則となっているようである。これを裏付けるためには、やはり「大夫」の一群を分析しなければなるまい。「大夫」三七例に、その誤記と考えられる「丈夫」[4]三例を加えた四〇例が該当する。分析の結果すべてを披瀝できる紙幅がないため、先にその意味の分別を示した上で、例を掲げる。

C「品格の備わったりっぱな男」
　→多くは宮廷人としての自負を背後に有する。
D「勇敢な男」
　→形式上は武人の出で立ちを伴って表現される。

◆例16《大夫》（01・0005）
幸讃岐國安益郡之時軍王見山作歌
霞立　長春日乃　晩家流　和豆肝之良受　村肝乃　心乎痛見
奴要子鳥　卜歎居者　珠手次　懸乃宜久　遠神
吾大王乃　行幸能　山越風乃　獨〈座〉　吾衣手尓　朝夕尓
還比奴礼婆　大夫登　念有我母　草枕　客尓之有者
思遣　鶴寸乎白土　網能浦之　海處女等之　焼塩乃
念曽所焼　吾下情

作者の軍王は伝未詳でるが、旅の感慨を歌ったものである。よって、ここでの「大夫」は、平時における宮廷人として品格の備わったりっぱな男を意味している。しかも、「念有我母（思へるわれも）」と続けて表現しており、背後に宮廷人としての自負を感じさせる。この「ますらをと思へるわれ」という表現は定型句のように扱われていた可能性がある。次の例17・18も同様である。

◆例17《大夫》（02・0135）
角〈障〉經　石見之海乃　言佐敝久　辛乃埼有　伊久里尓曽　深海松
生流

荒礒尓曽　玉藻者生流　玉藻成　靡寐之兒乎　深海松乃
深目手思騰　左宿夜者　幾毛不有　延都多乃　別之来者
肝向　心乎痛　念乍　顧為騰　大舟之　渡乃山之
黄葉乃　散之乱尓　妹袖　清尓毛不見　嬬隠有　屋上乃
［一云］
［室上山］
山乃　自雲間　渡相月乃　雖惜　隠比来者　天傳
入日刺奴礼　大夫跡　念有吾毛　敷妙乃　衣袖者　通而〈沾〉奴

◆例18《大夫》（06・0968）
大夫跡　念在吾哉　水莖之　水城之上尓　泣将拭

例17は柿本人麻呂の長歌。宮廷人としての自負に満ちたりっぱな男を意味している。例18は大伴旅人の作歌。やはり、定型句の様相を呈している。また、酒宴や狩猟などの遊びの場においても、「ますらを」は登場する。

◆例19《大夫》（06・0989）
湯原王打酒歌一首
焼刀之　加度打放　大夫之　祷豊御酒尓　吾酔尓家里

◆例20《大夫》（06・1001）
大夫者　御〈猟〉尓立之　未通女等者　赤裳須素引　清濱備乎
右一首山部宿祢赤人作

◆例21《大夫》（06・1028）
十一年己卯　天皇遊猟高圓野之時小獣〈泄〉走〈都〉里之中　於是適
値勇士生而
見獲即以此獣献上御在所〈副〉歌一首　［獣名俗曰牟射佐奴］
大夫之　高圓山尓　迫有者　里尓下来流　牟射佐毗曽此
右一首大伴坂上郎女作之也　但未逕奏而小獣死斃　因此獻歌停之

遊びの場においては、品格高いりっぱな男である「ますらを」としての所作が求められる。平時の宮廷人に必要とされた素養を代表するものであろう。このように見ていくと、三七例の「大夫」のうち、二七例はCの意味に解釈すべきと思われる。該当する歌の所在を確認しておく。

意味Cの《大夫》二七例
01・0005　02・0117　02・0135
03・0406　04・0627　06・0935
06・0968　06・0974　06・0974
06・0989　06・1001　06・1028
07・1070　07・1183　09・1809
10・1924　10・1937　10・2122
11・2354　11・2571　11・2584
12・2875　12・2907　17・3962
19・4152　19・4211　19・4216

残った一〇例はDの意味に該当するが、形式上から武人の出で立ちを伴って表現されるものが多い。これは一種の定型的な表現とも認められる。具体例を掲げよう。

◆例22《大夫》（03・0478）
〈挂〉巻毛　文尓恐之　吾王　皇子之命　物乃負能
八十伴男乎　召集聚　率比賜比　朝猟尓　鹿猪踐〈起〉　暮猟尓
鶉雉履立　大御馬之　口抑駐　御心乎　見為明米之　活道山
木立之繁尓　咲花毛　移尓家里　世間者　如此耳奈良之
大夫之　心振起　劔刀　腰尓取佩　梓弓　靱取負而
天地与　弥遠長尓　万代尓　如此毛欲得跡　憑有之　皇子乃御門乃
五月蝿成　驟驂舎人者　白栲尓　〈服〉取著而　常有之　咲比振麻比
弥日異　更經〈見〉者　悲〈呂〉可聞

◆例23《大夫》（11・2635）
剱刀　身尓佩副流　大夫也　戀云物乎　忍金手武

◆例24《大夫》（12・2987）
梓弓　引而不〈緩〉　大夫哉　戀云物乎　忍不得牟

いずれも武器を持った出で立ちの「大夫」と表現されてはいる。しかし、実際の戦時とは考えにくく、むしろ平時の場面である。例22は狩猟時の歌であり、例23・24は恋の歌である。武器を携帯していたかどうかは問題ではない。比喩的な常套表現と見た方がよい。

以上、正字表記からわかることは、平時には品格備えたりっぱな男として、戦時には武に長けた勇敢なる男として、大王に仕える理想像を指したのが、本来の「ますらを」であった点である。その後の用法の中で、理想像のいずれに重きを置くかで、CとDの意味に分別できるようになったと認められる。

五　職制「大夫」と「ますらを」

ここで、万葉集に見える「ますらを」の表記例を分析した結果について、整理しておきたい。

仮名書き表記
→ほとんどはCの意味に用いられている。防人の心情を歌った用例7のみがDの意味に近い。
疑似表記
→Cの意味
正字表記
→「大夫」に代表されるが、Cに該当する二七例とDに該当する一〇例との二種類に分別される。それ以外の表記は、Dの意味に当てはまるが、武人を指すのは例13だけである。

この結果が物語るものは何か。本来、「ますらを」は大王に仕える理想像として認知された語であった。つまり、「勇敢な心を持った男」であり、加えて「品格を備えたりっぱな人」であることが求められたといえる。戦時には勇ましくも果敢に戦い、平時にはその秀でた品格をもって大王に仕えるという理想像の具現化である。中央集権的な国家体制が構築されていく過程で、豪族は貴族という階層を形成するようになり、官人としての役割に、大きな期待がかかっていったと思われる。その際に、模倣した中国における政治の形態である律令制、あるいは、それ以前の制度からの影響を想定しておく必要があろう。律令制以前にも、中国では身分階層に対応した貴族制度が存在した。三国時代の魏において制度化された九品官人法（九品中正）である。後漢が衰え、魏の政権をうち立てた曹操は実際の統治者ではありながら、後漢の丞相の地位にあることによって、事実上はその正統的な為政者となり得た。よって、後漢に仕える旧貴族層と、魏に仕える新興貴族層との二重構造的な官僚組織が存在することになってしまった。これを打ち破るには、曹操の後を嗣ぐ曹丕の代を待たねばならない。正統的な漢朝廷から、政権を禅譲しようという段階になって、後漢の旧貴族層をどのように吸収していくかという問題が生じた。魏に忠誠を誓う旧貴族層ならば、取り込んでも役に立つだろうが、漢に義をたてたままの者までを抱え込んでは、後の憂いとなる。そこで、官人登用の基準を作り、その基準に従った人材の活用を図ったとされる。この分野の研究に大いなる貢献を果たした名著『九品官人法の研究』[5]を参照しながら、そこに掲載された「漢の俸秩と魏の官品との比較」の表を掲げよう。

この表の対比関係からもわかるように、漢における官人制度を吸収するために、魏では新たな官と品を設定した。そして、これらの身分職制の基となっている階層意識に「公卿大夫・上士・下士」などがあったとわかる。漢語「大夫」は上層の身分を想定させるだけではなく、品格に秀でた貴族であるという認識を有していた。この「大夫」を移入して、当時の日本語「ますらを」に対応させたのは、やはり大王に仕える官人という階層意識を代表させたものであろう。先に引用した『時代別国語辞典上代篇』のいう「官名の大夫などは関係なく」という記述を、そのまま首肯するわけに

例のどの場合でも、両者いずれに重きを置くかによって、意味の分別をする。武人そのものを指す用例は極めて少ない。例13に示した「武士」のみと考えられる。

C　官人としての自負を背後に「品格に秀でたりっぱな男」の意味
D　形式上は武人の出で立ちを伴って表現される「勇敢な男」の意味

〈漢の俸秩と魏の官品との比較〉

後漢 秩	後漢 官	魏 官	魏 品	
万石	三公 大将軍	三公	一	公卿 大夫
		大将軍	二	
中二千石	九卿	州領兵刺史	三	
二千石	州牧 郡太守	郡太守	四	
		諸県・署令秩千石者	五	
千石	京兆大県令	諸県・署令秩千石者	六	上士
六百石	諸署令・京兆次県令	諸県令相秩六百石以上	七	
四百石	少府黄門署長等	諸県・署長	八	下士
三百石	京兆小県長	諸県・署丞	九	
二百石	太史丞等			

［注］

（1）正宗敦夫編『万葉集総索引』単語篇・漢字篇（平凡社、昭和四九年五月七日）を参照。

（2）吉村誠篇『万葉集テキスト改訂版　Ver 2.01』（JAIAC Text Archives 平成九年三月九日）を参照。

（3）佐々木信綱・橋本進吉・千田憲・武田祐吉・久松潜一編『校本万葉集』（岩波書店、昭和六年六月五日、新増補版、昭和五四年五月二九日）を参照。

（4）（3）の本文では、『校本万葉集』の異同を参看して、すでに「大夫」と訂している。

（5）宮崎市定『九品官人法の研究』（講談社学術文庫、平成九年十一月一八日）一一七頁参照。

（一九九七年十二月二日受理）

はいかない。ましてや、当該書の続けていう「大丈夫の意で用いる」根拠はどこにもない。漢語「大夫」を借用することにより、戦時における勇猛果敢なありようではなく、むしろ、平時における品格優れた官人の意識を全面に出せることとなった。まさに、上層官人の持つ自負を反映した表記と認められる。家持の長歌において、一族の寄って立つ基を忘れるなという例4などは、万葉仮名表記「麻須良乎能等母」ではあっても、意味は「大夫」として意識した呼びかけであろう。

六　ま　と　め

万葉集に見える「ますらを」については、その表記と用法との分析を通じて、次の二点の意味を内包していると認められる。これは大王に仕える理想像を具現化するものである。仮名書き表記例・疑似表記例・正字表記